

自己評価書

令和6年度

学校法人 敬心学園
東京保健医療専門職大学

2024年8月31日

特徴

超高齢社会となった我が国にとって、「健康寿命の延伸」や「在宅医療・介護の推進」は大きなテーマである。本学で育成する理学療法士・作業療法士は、これらのテーマの推進に大きく関係し寄与する役割を担っている。本学では専門職としての教育に加え、これらの推進に求められるコミュニケーション能力、分析力、調整力などの育成にも力を入れ、地域社会に貢献できる保健医療専門職の育成に取り組む。

「在宅医療・介護の推進」に関連の深い地域包括ケアシステムも本学が重点的に取り組む分野である。多職種連携に加え、連携を推進するための情報共有や課題発見・解決力、ICT等の最新技術の知識と理解を有する人材を育成する。

専門職大学ならではの科目である「展開科目」を積極的に活用し、理学療法士・作業療法士が活躍できる可能性を広げるための能力を習得させる。そのために、展開力、創造力を育む関連する隣接他分野についての教育、保健医療の分野の新しいサービスや事業の継続性に必要な「経営分野」についての教育を行う。それぞれの分野の専門知識に加え、隣接他分野や経営についての教育を行うことで、幅広い視野を持つ理学療法士・作業療法士の育成につながると考えている。

2 学校の目的・目標

目的・目標

1. 大学の教育上の目的

東京保健医療専門職大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、敬心学園の理念「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっと大切に、一人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」の下、『健常者・障害者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教授研究し、豊かな人間性を備えた「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となる専門職人材を養成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的とする。

2. 学部、学科の教育研究上の目的

(1) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養すると共に、多様な生活者のQOL(正式名称「Quality of life(生活の質)」以下「QOL」という。)の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士、作業療法士を養成することを目的とする。

① 理学療法学科

理学療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に基本的動作能力を獲得させ、多様な生活者のQOLの維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士を養成することを目的とする。

② 作業療法学科

作業療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に応用的動作能力を又は精神に障害のある人に社会的適応能力を獲得させ、多様な生活者のQOLの維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する作業療法士を養成することを目的とする。

3 基準ごとの自己評価

領域Ⅰ 専門職大学(リハビリテーション分野)の目的および学修成果	
基準1	
分析観点Ⅰ-1-1	専門職大学(リハビリテーション分野)の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。
本学の大学・学部・研究科の目的は、教育基本法・学校教育基本法の則っていることが明記されており、かつ本学が属する敬心学園の理念とそれに基づく建学の精神、教育理念、養成する人材像に則して適切に設定している。敬心学園の理念と本学の理念等は以下の通りである。 1. 敬心学園の理念 敬心学園の理念は、「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっと大切に、1人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」である。 2. 建学の精神 本学の建学の精神は、敬心学園の建学の精神を鑑み、「健常者・障害者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す」である。 3. 教育理念 本学の教育の理念は、上記の建学の精神に基づき、「高い職業倫理観をもち、地域社会の保健医療分野の発展に貢献できる人間性豊かな即戦力となる高度専門職業人材の育成」である。 4. 養成する人材像 大学の養成する人材像は、「専門職業人材としての高い専門的知識と技術を備えと共に、多様な生活者の健康寿命の延伸等を含めたQOLの維持・向上に関する知見を有し、組織の経営・マネジメントの知識を身に付け、共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」である。 【根拠資料】 ・専門職大学(リハビリテーション分野)の現況、目的および特徴	
基準2	
分析観点Ⅰ-2-1	単位修得・修了状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
令和5年度の進級率は75～94%であった。本学は学年進級制を採用しており、必修科目の単位を修得しないと進級できない。カリキュラム上、必修科目が大多数を占めているので、単位の修得率は高いと言える。 両学科の全ての学年でGPA2以上の学生が75%以上であり、科目の学修は一定水準以上であると判断できる。 1期生の最終学年における学位取得率は86.6%であったが、1期生としての入学者数に対する標準修業年限卒業率は、62.4%であった。卒業生は全員理学療法士・作業療法士の国家試験を受験し、合格した学生は1名を除き病院等に理学療法士・作業療法士として就職し、不合格だった学生も次回の国家試験受験を志望し受験勉強を継続している。最終学年まで学び続けた学生は、リハビリテーション専門職への志望を強く持ち続け、100%ではないが学修成果があがっていると考えられる。 【根拠資料】 ・1期生(24卒)進路決定状況(Ⅰ-2-1-1) ・2023年度末学籍異動状況(Ⅰ-2-1-2) ・リハビリテーション学部GPA分布図(Ⅰ-2-1-3) ・長期履修生規程(Ⅰ-2-1-4)	

分析観点 I-2-2	授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
全ての授業科目ごとに授業に対する理解度、授業内容に対する興味・要望等を把握するため、開学年度より前期、後期の授業終了時に学生アンケートを実施し、学生の意見聴取に努めている。アンケートの結果は全教職員に開示され、改善に努めている。アンケートの設問は次の通りである。 ・シラバスに示されていた学習目標や内容と合致していた。 ・学生が能動的に参加したくなるような授業であった。 ・授業の内容を理解し、習得できた。 ・新しい知識の習得、自身の能力向上や成長につながった。 ・教員の話し方は聞き取りやすく、理解しやすいものだった。 ・教員は熱意をもって授業を行っていた。 ・授業の進行速度と分量は適切だった。 ・教員は指導方法や学習環境の改善・向上に努めていた。 ・教科書や配布資料などの教材は授業の理解に役立った。 ・総合的にみて、この授業に満足した。 上記いずれの設問においても2022年度前期、後期、2023年度前期、後期、いずれも80%を超える満足度であった。 また、総評(総合的にみて、この授業に満足した)においては、2022年度前期84.4%が2023年度前期は87%、2022年度後期83%が2023年度後期は83.7%に上昇している。この結果から十分な学習成果があがっていると判断できる。 【根拠資料】 ・2022年度 前期・後期授業アンケート結果(I-2-2-1、I-2-2-2) ・2023年度 前期・後期授業アンケート結果(I-2-2-3、I-2-2-4)	
分析観点 I-2-3	卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
「1期生(24卒)進路決定状況」から、卒業者(58名)から就職準備者(17名)を除いた就職希望者41名の就職率は100%である。就職希望者のうち理学療法士・作業療法士の国家試験未受験者1名(2.4%)は服飾業界に就職し、国家試験合格者40名(97.6%)は全員が医療・福祉・介護業界に就職した。以上を根拠として、修了後の進路の状況等の実績や成果から意図している学修成果があがっていると判断する。卒業生の活躍状況については、2024年3月に1期生が卒業してから3ヶ月の現時点では確認できていないが、今後全卒業生に対して年1回の卒業後アンケートの実施について検討する。 【根拠資料】 ・1期生(24卒)進路決定状況(I-2-1-1)	
分析観点 I-2-4	卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。
2024年3月に1期生が卒業してから3ヶ月の現時点では卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取には至っていない。今後の予定としてまず卒業1年後に卒業生と卒業生の就職先と双方に対するアンケートを実施して意見聴取し、意図している学修成果があがっていることを確認する。今後は全卒業生に対して年1回の卒業後アンケートを継続して意見聴取することで、意図している学修成果があがっていることを確認していくことを検討する。 【根拠資料】 なし	

領域Ⅰ 自己評価概要	
専門職大学としての目的、理念は関連法令に基づいて設定されており、その理念に基づきリハビリテーション分野に求められている人材育成を行った結果、昨年度の進級率、学生のGPAの状況、2024年3月に卒業した学生の就職率、学生からのアンケート調査など、それぞれにおいて一定の評価を得ていることから学修成果があがったと判断できる。	
優れた点	
1期生の就職希望者41名に対し、就職率が100%であった。	
特色ある点	
該当なし	
改善が望ましい点	
1期生の国家試験合格率は、受験者数が少ない点を踏まえても全国平均を下回った。教育課程、教育支援の更なる改善・向上を図り、学生全体の学力の底上げに取り組まねばならない。	
改善を要する点	
該当なし	

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準1

分析観点Ⅱ-1-1

卒業認定・学位授与方針が、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。

本学の卒業認定・学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)では1つめの方針として専門性を身に着け活用できることを定めている。続く2～4の3項目にて「命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざす」方針を定めている。ディプロマ・ポリシーの文言は以下の通りである。

1. 保健医療分野の専門性

保健医療の専門職として必要な専門知識と技術を身に付け、対象者の支援のために適切に活用することができる。

2. 共生社会の理解

共生社会の概念を理解し、障害者や高齢者など多様な生活者が共生できる社会の実現に意識を置きながら、保健医療の専門職として行動することができる。

3. 課題解決力

保健医療の専門職が直面する様々な課題について、その背景やニーズを把握し、対象者の立場を理解し、課題解決に向け適切に行動することができる。

4. 応用力

QOLの維持・向上や健康寿命の延伸に向け、保健医療の専門分野のみならず、関連する他分野の知識を応用し、視野を広げて業務に取り組むことができる。

5. 組織における経営・マネジメント力

経営・マネジメントの素養を身に付け、保健医療に関する諸課題の改善に取り組むことができる。

「2. 共生社会の理解」では、命の大切さを基本とした職業倫理について、本学の教育上の理念・目的にも掲げている「共生社会の実現」という側面から、多様な生活者の生命・生活・人生を意識して専門職として行動できるようになることを方針として定めている。

「3. 課題解決力」では、クライアントすなわち対象者の実態把握を図る人材育成の方針として、対象者の立場の理解、課題の背景とニーズの把握ができるようになることを定めている。

「4. 応用力」では、クライアントの生活の質向上を図る人材育成の方針として、関連する他分野の知識も応用し視野を広げてQOLの維持向上に取り組むことができるようになることを定めている。

各学科のディプロマ・ポリシーにおいても、大学としてのディプロマ・ポリシーとほぼ等しい内容を定めている。

【根拠資料】

・学生便覧 P3～P4(Ⅱ-1-1-1)

基準2

分析観点Ⅱ-2-1

教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。

本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神「健常者・障害者・若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す」のもとに、養成する人材像の育成に必要な能力として、「保健医療分野の専門性」「共生社会の理解」「課題解決力」「応用力」「組織における経営・マネジメント力」の5つの項目を掲げている。学部・学科も同様の5項目のディプロマ・ポリシーを掲げており、教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技術の修得を目的として、教育内容・方法、評価方法を定めている。カリキュラム・ポリシーは、本学ホームページ、パンフレット、学生便覧等に掲示し、広く周知している。

【根拠資料】

- ・【ディプロマ・ポリシー】学生便覧 P3～P4（Ⅱ-1-1-1）
- ・【カリキュラム・ポリシー】学生便覧 P5～P7（Ⅱ-1-1-1）

分析観点Ⅱ-2-2

教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。

本学の教育理念は「高い職業倫理感をもち、地域社会の保健医療分野の発展に貢献できる人間性豊かな即戦力となる高度専門職業人材の育成」である。

1. 教育課程の編成方針

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる内容を修得させるための科目の配置について、専門職大学の設置基準に規定されている「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の別に定めている。

共生社会とQOLの維持・向上、および職業人としての基本について学ぶ科目は、「基礎科目」に配置している。

専門職として必要な専門知識・技術を学修する科目は「職業専門科目」に配置している。「職業専門科目」では、多様な生活者について理解し、共生できる社会を目指す上での課題を解決する能力を養う教育を行う。

「展開科目」に配置された科目で、QOLの維持・向上や健康寿命の延伸への考えを深め、様々な視点や新たな発想力を養い、保健医療に関する諸課題の改善に必要な能力を育成する。

「命の大切さを基本とした倫理観」は、基礎科目の「敬心における共生論」「職業倫理」、職業専門科目の「リハビリテーション概論」や「理学療法概論」「作業療法概論」で学ぶ。「他の医療職との協調」は、リハビリテーション医療に携わる者の基本的な態度であるので多数の科目で教育を行っているが、基礎科目の「チームワーク概論」、職業専門科目の「地域共生のための連携活動Ⅰ、Ⅱ」「地域福祉論」などが協調について、より広く学ぶ科目として配置されている。「クライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力」は、職業専門科目に配置される一連の「評価学」「治療学」の科目により教育を行う。

2. 教育方法に関する方針

・授業の内容に応じ、講義形式、演習形式、講義・演習形式、実習形式など適切な形式で授業を開講する。

・すべての授業は原則として1科目40名で行う。

・科目担当をはじめ複数の教員が連携し、学生の学修への取り組み状況や学業成績を把握して、学生へのフィードバックを行う。

・演習形式やゼミナール形式で行う授業は、ディスカッションやアクティブ・ラーニング形式を取り入れ、きめ細かな指導を行う。

・実践的な実技能力を身に付けるため、臨地実務実習のほか、各種実習、実技演習を適切に配置する。

・実務家教員による実践的な授業を行う。

3. 学修成果の評価方針

思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等を含め学修成果の評価は、各科目の到達目標に応じ、筆記試験、口頭試問、CBT、実技試験、OSCE、成果物の提出など適切な試験を実施した結果により行う。

また、必修単位を修得したことによる進級、選択科目を含めた単位修得状況、GPAにより、総合的に学修の成果を評価する。

【根拠資料】

- ・【カリキュラム・ポリシー】学生便覧 P5～P7（Ⅱ-1-1-1）

基準3

分析観点Ⅱ-3-1

生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援（生活の質の改善・向上）、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されていること。

本学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識・技術を修得させるために、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」を体系的に配置し、それぞれの科目には、主要科目を置く。

講義形式、演習形式、講義・演習形式、実習形式のうち授業の内容に応じた形式で授業を開講する。

授業科目にナンバリングを行い、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成して学修の段階や順序、科目の難易度や科目間の関係を表し、教育課程の体系性を明示している。

学生の科目履修登録については、1年間に48単位を上限とするCAP制を導入している。

教育課程については、下記の通り段階的かつ体系的に編成されている。

1. 基礎科目

「基礎科目」は、保健医療の専門職として活躍するための知識や教養を涵養する科目を、「社会」「組織」「地域・ボランティア」「科学」の4つの区分で配置する。他人を敬う心の大切さを踏まえ敬心学園の理念を理解する「敬心における共生論」を主要科目として配置し、共生社会、QOLの維持・向上についての基本を学ぶ。その上で、専門分野を学ぶための基礎的な能力を高める科目、社会人・職業人としての基本的な能力を養う科目を配置する。

2. 職業専門科目

「職業専門科目」は、保健医療の専門職として必要なリハビリテーションに関する専門知識・技術を学修する科目を体系的に配置する。

障害者や高齢者など多様な生活者が共生できる社会を目指し、課題解決する能力を養う教育を行う。

理学療法士・作業療法士の国家試験受験資格に必要な科目を体系的・系統的に配置する。保健医療専門職としての実践能力を修得するため、臨地実務（臨床）実習のほか、各種実習、演習を適切に配置する。

3. 展開科目

「展開科目」は、保健医療の専門的な知識や技術に加え、展開力を有した実務リーダーとして活躍するために、「専門領域に隣接する他分野（隣接他分野）」「組織の経営・マネジメント（経営分野）」及び「統合分野」に関する科目を配置する。

隣接他分野では、「共生福祉論」を学んだ上で、職業専門科目と融合することで活躍の場を広げる科目を配置し、QOLの維持・向上や健康寿命の延伸への考えを深め、複眼的な視点や新たな発想力を養う。

経営分野には、基本的な経営・マネジメントを学ぶ科目と、保健医療に関する経営・マネジメントを学ぶ科目を配置し、保健医療に関する諸課題の改善に必要な能力を育成する。

統合分野には、隣接他分野と経営分野について総合的に学修する科目を配置する。

4. 総合科目

「総合科目」は、保健医療の専門職かつ実務リーダーとして活躍するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目で学修した内容を深め、知識・技術の統合を図る科目を配置し、問題解決能力を高める。

少人数制ゼミナール形式で開講し、学生相互の知識共有を図るとともに卒業研究を行う。

【根拠資料】

- ・学則 第27条～第42条、別表1（Ⅱ-3-1-1）
- ・カリキュラムツリー（Ⅱ-3-1-2）
- ・カリキュラムマップ（Ⅱ-3-1-3）
- ・2023年度シラバス（Ⅱ-3-1-4）

分析観点Ⅱ-3-2	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が展開されていること。 本学の理学療法学科のカリキュラムは、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則 第二条 第三項 別表第一、作業療法学科のカリキュラムは、同規則 第三条 第三項 別表第二に則って編成されている。 別表第一及び別表第二の教育内容「基礎分野」14単位は、本学のカリキュラムでは「基礎科目」として、必修科目16単位、選択科目14単位を配置している。 別表第一及び別表第二の教育内容「専門基礎分野」は、「人体の構造と機能及び心身の発達」12単位、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」14単位、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」4単位で構成されている。本学のカリキュラムでは、「人体の構造と機能及び心身の発達」に12単位、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」は、理学療法学科16単位、作業療法学科18単位、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」7単位（理学療法学科では加えて選択科目3単位）を配置している。 別表第一及び別表第二の教育内容「専門分野」は、理学療法士と作業療法士の過程で名称は異なり、「基礎理学療法学/基礎作業療法学(以下「基礎」)」（理学療法6単位、作業療法5単位）、「理学療法管理学/作業療法管理学(以下「管理学」)」（共に2単位）、「理学療法評価学/作業療法評価学(以下「評価学」)」（共に6単位）、「理学療法治療学/作業療法評価学(以下「評価学」)」（理学療法20単位、作業療法19単位）、「地域理学療法学/地域作業療法学(以下「地域」)」（理学療法3単位、作業療法4単位）、「臨床実習」(理学療法20単位、作業療法22単位)で構成されている。 本学のカリキュラムでは、専門分野の「基礎」科目として、理学療法学科では「基礎理学療法学」科目3単位と「総合科目」4単位の計7単位、作業療法学科では「基礎作業療法学」科目4単位と「総合科目」4単位の計8単位を配置している。「管理学」には両学科とも2単位を配置している。「評価学」には理学療法学科では12単位、作業療法学科では7単位分の科目を配置している。「治療学」科目は、理学療法学科では26単位（加えて選択科目1単位）、作業療法学科では20単位（加えて選択科目2単位）を配置している。「地域」科目として、理学療法学科では3単位、作業療法学科では4単位（加えて選択科目2単位）を配置している。「臨床実習」は、理学療法学科では20単位、行療法学科では27単位を配置している。以上の通り、理学療法士、作業療法士の資格に必要な科目を設置している。 【根拠資料】 ・理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(Ⅱ-3-2-1) ・学則 別表1(Ⅱ-3-1-1) ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4)
分析観点Ⅱ-3-3	各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。 本学では、シラバスにおいて各授業科目の到達目標を明示している、授業終了時に履修した学生ができるようになってほしい状態として、到達目標の内容に即して具体的に「(履修した学生が)〇〇できる/〇〇できるようになる」と記載している。各授業科目の到達目標とディプロマポリシーとの関連についてはカリキュラムマップにまとめられている。 【根拠資料】 ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4) ・カリキュラムマップ(Ⅱ-3-1-3)
分析観点Ⅱ-3-4	段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。 毎年学生に提供している「学生便覧」に、履修科目の一覧を掲載している。科目の分類には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則における教育内容を示している。各授業科目にはナンバリングを行い、指定規則の教育内容における分類と配当年次が把握できるようになっている。カリキュラムマップをオリエンテーション時に配布、説明し、学生に周知している。 【根拠資料】 ・学生便覧 P55～P83(Ⅱ-1-1-1) ・カリキュラムマップ(Ⅱ-3-1-3)

基準4	
分析観点Ⅱ-4-1	臨地実務実習について、病院や診療所等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。 科目担当者を中心に学科専任教員が実習地選定や実習内容を決定し、学科会議にて審議・検討を行っている。実習施設は指定規則に定められた施設で実施している。成績評価は、実習施設と大学が各々評価を出し、合算した評価をつけている。また、実習委員会を毎月開催し、両学科及び事務局との情報や問題点を共有し、改善に向けた検討及び実施を行っている。 【根拠資料】 ・2023年度実習委員会開催実績(Ⅱ-4-1-1) ・見学実習：成績評価表(Ⅱ-4-1-2) ・検査測定実習：成績評価表(Ⅱ-4-1-3) ・評価実習：成績入力(Ⅱ-4-1-4) ・総合実習：成績入力(Ⅱ-4-1-5) ・年次実習計画(Ⅱ-4-1-6) ・実習指導体制(Ⅱ-4-1-7)
基準5	
分析観点Ⅱ-5-1	他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。 他の医療職との連携によるチーム医療のあり方や医療介護連携を念頭に置いた多職種連携に向けたコミュニケーション能力を涵養するために、基本的な内容を1年次の授業科目に「チームワーク概論」が配置している。地域包括ケアシステム等の地域における多職種連携・協働や、対象者とその家族とのコミュニケーション能力、課題解決能力を涵養するため、3年次に「地域共生のための連携活動Ⅰ」、4年次に「地域共生のための連携活動Ⅱ」の授業科目を配置している。 【根拠資料】 ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4)
基準6	
分析観点Ⅱ-6-1	授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。 本学の授業科目は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の規定に則り配置している。各授業科目がそれらに規定されるどの教育内容に分類されるか、学生便覧において学生に周知している。 本学の授業は1クラス40名の少人数授業であり、実技や演習を行うための学内の施設・設備は、学生数に対して十分な規模が確保している。授業科目の内容に応じ、授業方法は適切に設定している。グループワーク等の授業方法の実施については、シラバス上「履修上の注意」に記載している。 授業の実施においては、紙による配付資料の他、動画などを利用している授業科目も多いが、メディアの利用実態については、インターネットを利用した配信状況以外把握していない。 隣地実務実習は、1,2,4年次に実施している。臨床実習の前に実技の実習と実技の試験及びOSCEを行い、実習終了後には実習の振り返りと担当事例の事例研究結果を報告する報告会を実施している。 【根拠資料】 ・教育研究実績票(別紙4) ・シラバス作成・確認要項(Ⅱ-6-1-1) ・令和5年度科目内容の紹介用ビジュアル資料作成のお願い(Ⅱ-6-1-2) ・2023年度開講科目一覧(Ⅱ-6-1-3)

分析観点Ⅱ-6-2	インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
科目「スポーツボランティアⅠ・Ⅱ」では、スポーツ活動に対する支援活動に焦点をあて、専門職として障害者スポーツを理解するとともに、実際に全国障害者スポーツ大会にボランティアとして参加し、専門職としてのボランティアの役割と意義を体得している。科目「地域作業療法学実習」では、作業療法が実践されていないが将来必要とされるだろう臨床現場に赴き、作業療法士として支援すべき課題とその解決方法について考え、その1部を実践している。科目「リハビリテーション医療工学」では、ロボットスーツを扱う企業を招き、この技術を用いて現場の課題解決を考察する実践的な学習を実施している。 【根拠資料】 ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4) ・外部講師一覧(Ⅱ-6-2-1) ・ホームページ「教員コラムリレー」第4回 安田和弘「専門職大学の学びとは:リハ医療工学の例」(Ⅱ-6-2-2)	
分析観点Ⅱ-6-3	単位の実質化への配慮がなされていること。
各授業科目は8週または15週にわたる期間を単位として実施している。ただし、臨床実習及び学外実習に係る科目は除く。1単位における学修量を学生便覧で説明した上で、シラバスに各回授業の予習、授業内容、復習を明示し、学修内容を具体的に指示をしている。CAP制度を導入し、1年に履修登録上限を48単位と定め、学生の計画的な学修を促している。 【根拠資料】 ・2023年度時間割(Ⅱ-6-3-1) ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4) ・学生便覧 P55～P63(Ⅱ-1-1-1)	
分析観点Ⅱ-6-4	社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。
本学では社会人入学者に対する特別な配慮は規定されていないものの、担任・副担任・学修アドバイザーの教員の面談等を行い、学生1人1人に合わせた指導を行っている。また、入学前の既修得科目、他の大学等において履修した授業科目、実務経験による単位認定の規程を定めており、多様な学修歴、職業歴に配慮する体制を整えている。留学生は、開学以降在籍していないため、支援の規程はあるものの学修指導の具体的な対応策の検討はこれからである。 【根拠資料】 ・学則(Ⅱ-3-1-1) ・学生便覧 P71～72(Ⅱ-1-1-1) ・入学前の既修得単位の認定に関する規程(Ⅱ-6-4-1) ・外国人留学生規程(Ⅱ-6-4-2)	

基準7	
分析観点Ⅱ-7-1	成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。
本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、単位認定基準を定めている。単位認定基準の1つである成績評価に関しては、学則第35条及び「成績評価規程」に規定している。各授業科目の到達目標及び成績評価の方法・基準等を定め、シラバスに明記している。成績についてはシラバスに記載された学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて評価している。授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5種とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格としている。なお、評価の基準は下記の通りである。 S 100点～90点(合格) A 89点～80点(合格) B 79点～70点(合格) C 69点～60点(合格) D 59点～0点(不合格) 認定 単位認定科目(一) 【根拠資料】 ・学則(Ⅱ-3-1-1) ・成績評価規程(Ⅱ-7-1-1) ・学生便覧 P70(Ⅱ-1-1-1) ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4)	
分析観点Ⅱ-7-2	成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
授業科目ごとの到達目標、成績評価の方法・基準等は、シラバスに公表することで学生に周知している。また、初回授業ではシラバスの内容として、単位認定基準、評価の方法・基準等を説明している。 【根拠資料】 ・学生便覧 P70(Ⅱ-1-1-1) ・2023年度シラバス(Ⅱ-3-1-4)	
分析観点Ⅱ-7-3	成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
単位認定については学則第35条に基づいて行われ、成績評価については学則第35条に則り、科目担当者による厳密な判定が行われている。単位認定基準については、学則第33条において下記の通り定めている。 (単位の認定、科目の修得及び評価) 第33条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。 2 各授業科目について、授業時間数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位を取得することができない。 3 授業料そのほかの学納金未納の者は、試験をうけることはできない。 また、本学ではGPA制度を導入している。GPAは毎学期ごとに算定の上、成績通知書及び学務システム(UNIVERSAL PASSPORT)上に点数及び成績区分と共に学期ごとのGPA及び通算GPAを掲出し、学生本人が成績、履修状況を把握し、計画的かつ効率的な履修登録が行えるよう配慮している。そのほかに学生指導の指標、成績優秀者表彰の基準、奨学金貸与者選考の基準、履修者を選抜する必要がある科目の基準としてGAP制度を利用している。GPAの算出方法・目的は学生便覧に明記し、学生に周知している。 【根拠資料】 ・学則(Ⅱ-3-1-1) ・学生便覧 P71～72(Ⅱ-1-1-1)	

分析観点Ⅱ-7-4	成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
	成績評価に対する問合せは、成績開示後の所定の期間内に事務局窓口で受け付けることを学生便覧に明記して周知している。問合せ期間は学務システムにおいて通知し、科目担当教員への直接の問合せは受け付けていない 【根拠資料】 ・学生便覧 P72(Ⅱ-1-1-1)
分析観点Ⅱ-7-5	他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。
	本学では、入学前の既修得単位、他の大学等において履修した授業科目の単位、実務経験による単位、英検・TOEIC・TOEFLによる英語科目単位を、一定の手続きを経て本学の単位として認定できることを学則第38条～第40条及び「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に定めている。既修得単位・他の大学等で履修した単位認定は60単位まで、実務経験による単位認定は30単位までの範囲とし、単位認定の申請があった場合は、教務委員会の審議を経て学長が決定する。 【根拠資料】 ・学則(Ⅱ-3-1-1) ・入学前の既修得単位の認定に関する規程(Ⅱ-6-4-1)

基準8

分析観点Ⅱ-8-1	卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
-----------	--------------------------------------

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則第51条において卒業認定基準を定めている。

卒業認定は、規程及び学則に定められた基準に基づき、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認するかたちで厳正に適用している。本学の卒業認定要件は下記の通りである。

1. 学則本文

(卒業)

第51条 本学に4年以上在学し、別表1「教育課程」に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、相当の学位を授与する。

2. 学則別表1

(1) 教育課程(理学療法学科)

卒業要件

① 基礎科目: 必修16単位 選択4単位以上

② 職業専門科目: 必修101単位

③ 展開科目: 必修14単位、選択6単位以上

隣接他分野の選択科目のうち「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅰ」、「コーチングの理論とスポーツとの連携Ⅱ」の2科目3単位または「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅰ」、「障害者の社会参加とスポーツの教育的活用Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。

④ 総合科目: 必修4単位

⑤ 実験・実習科目から40単位以上うち、臨地実務実習から20単位以上

以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位を修得すること。

(2) 教育課程(作業療法学科)

卒業要件

① 基礎科目: 必修16単位 選択4単位以上

② 職業専門科目: 必修101単位

③ 展開科目: 必修14単位、選択6単位以上

隣接他分野の選択科目のうち「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅰ」、「美容ケアによるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位または「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅰ」、「音楽療法によるQOLの維持向上Ⅱ」の2科目3単位のいずれかを必ず履修し、3単位を修得すること。

④ 総合科目: 必修4単位

⑤ 実験・実習科目から40単位以上うち、臨地実務実習から27単位以上

以上、基礎科目20単位、職業専門科目101単位、展開科目20単位、総合科目4単位、合計145単位を修得すること。

【根拠資料】

・学則(Ⅱ-1-1-1)

・2023年度第12回教務委員会議事録(Ⅱ-8-1-1)

・2023年度臨時教授会議事録(Ⅱ-8-1-2)

分析観点Ⅱ-8-2	卒業要件が学生に周知されていること。
卒業認定基準については、本学ホームページ及び学則、学生便覧へ公表し、広く周知している。また、入学時及び年度始めのオリエンテーションで、学生便覧を資料として卒業認定基準を説明をしている。 【根拠資料】 ・学則（Ⅱ-3-1-1） ・学生便覧 P75～P76（Ⅱ-1-1-1）	
分析観点Ⅱ-8-3	卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。
卒業認定は、規程及び学則に定められた基準に基づき、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認するかたちで厳正に適用されている。 【根拠資料】 ・学則（Ⅱ-3-1-1） ・2023年度第12回教務委員会議事録（Ⅱ-8-1-1） ・2023年度臨時教授会議事録（Ⅱ-8-1-2）	
基準9	
分析観点Ⅱ-9-1	産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。
専門職大学設置基準第11条に基づき、業界・産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、本学の管理運営を円滑かつ効果的に実施するために、外部有識者を中心とした「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会に関する事項は、「教育課程連携協議会運営規程」により定められ、2020年4月1日に教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携を図り、教育課程を自ら開発、開設、改善のため不断の見直しを行っている。 【根拠資料】 ・教育課程連携協議会運営規程（Ⅱ-9-1-1） ・2023年度教育課程連携協議会議事録（Ⅱ-9-1-2）	
分析観点Ⅱ-9-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
教育課程連携協議会の構成員及び任期は「教育課程連携協議会運営規程」に定められ、2023年度構成員は下記の通りである。 1. 教育課程連携協議会の構成員（2023年） ・教職員 5名（本学教職員） ・職業 2名（理学療法士・作業療法士の職能団体より各1名） ・地域 1名（江東区福祉部地域ケア推進課職員） ・協力 9名（実習受け入れ先関係者8名、産業界から授業共同開発を行った企業の代表者1名） ・その他 3名（リハビリテーション、社会福祉分野の学識経験者） 教育課程連携協議会は年2回開催されており、2023年度の審議においては、構成員の意見を踏まえ、教育課程の内容を検討していくことが決定された。 【根拠資料】 ・教育課程連携協議会運営規程（Ⅱ-9-1-1） ・教育課程連携協議会構成員名簿（Ⅱ-9-2-1） ・2023年度教育課程連携協議会議事録（Ⅱ-9-1-2）	

領域Ⅱ 自己評価概要

本学の教育課程及び教育方法は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士養成施設指定規則に則り、授業科目及び教育内容別の必要単位数も適正に実施されている。併せてカリキュラム全体は、本学の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）にも基づき適正に策定されており、教育、成績評価、卒業認定、いずれも適切に実施されている。

優れた点

専門職大学及び理学療法士作業療法士養成施設として望まれる事項を適切に実施している。

特色ある点

該当なし

改善が望ましい点

1期生に少なからぬ国家試験不合格者を出したことから、教育課程を見直し、学修内容を本学の学生に合致するよう改善することが必要である。

改善を要する点

該当なし

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準1

分析観点Ⅲ-1-1	教育研究実施組織が、専門職大学(リハビリテーション分野)が担う使命を遂行するために、適切な構成となっていること。
-----------	--

本学は2020年に開学以来、保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養すると共に、多様な生活者のQOLの維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する人材を養成することを目的にリハビリテーション学部を設置しており、理学療法学科、作業療法学科の2つの学科で構成している。さらに大学組織規程に基づき教育研究活動を支える事務局には政策企画部、教務部、学生部、総務人事部、入試広報部、学習環境部を置き、教職員が連携して教育研究活動を行える構成となっている。

【根拠資料】

- ・専門職大学(リハビリテーション学部)現況票(別紙3)
- ・組織図(学部・学科・事務局)(Ⅲ-1-1-1)
- ・組織図(会議・委員会)(Ⅲ-1-1-2)
- ・大学組織規程(Ⅲ-1-1-1-3)

分析観点Ⅲ-1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
-----------	--------------------------------

本学は開学2年目に概ね計画通りの教員が着任し、専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の基準数以上の基幹教員・専任教員を配置した。

また、2024年5月現在、理学療法学科のうち理学療法士免許を有する専任教員は17名、作業療法学科のうち作業療法士免許を有する専任教員は15名おり、各実習において実習担当教員を配置している。

【根拠資料】

- ・専門職大学(リハビリテーション学部)現況票(別紙3)
- ・教育研究実績票(別紙4)
- ・教員情報(Ⅲ-1-2-1)
- ・専任教員一覧(Ⅲ-1-2-2)
- ・実務経験のある教員等による授業科目の一覧(Ⅲ-1-2-3)

基準2

分析観点Ⅲ-2-1	教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。
-----------	---

本学は、学則第11条(教授会)に基づき、本学の教育研究運営に関する事項を審議するため教授会を設置している。教授会に関する必要な事項は「教授会規程」に定めている。教授会は、原則として毎月1回開催し、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 ②学位の授与に関する事項 ③その他教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要と学長が認めたもの。
2023年度は、12回中12回実施した。

【根拠資料】

- ・学則(Ⅱ-3-1-1)
- ・教授会規程(Ⅲ-2-1-1)
- ・2023年度教授会開催実績(Ⅲ-2-1-2)

基準3

分析観点Ⅲ-3-1	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。
-----------	---

本学は、大学組織規程に基づき、教員と事務職員の職制、学内会議と委員会を規定し、大学職務権限規程に基づき、責任と権限、教員と事務職員の基本職務を規定していることから、教員と事務職員の適切な役割分担を整備している。

教学組織の責任者として、教員の教務部長と学生部長を配置し、事務組織の責任者として、事務職員の部長職を配置している。学内会議と委員会は、関係する教員と事務職員が出席することで、教学組織と事務組織の必要な連携体制を確保している。

今後は、教職協働の管理運営に関する能力を向上させることを目的としたFD・SD研修等を実施することで、教育研究活動の質の向上を目指す。

【根拠資料】

- ・大学組織規程(Ⅲ-1-1-3)
- ・大学職務権限規程(Ⅲ-3-1-1)
- ・教務部長選任規程(Ⅲ-3-1-2)
- ・学生部長選任規程(Ⅲ-3-1-3)

分析観点Ⅲ-3-2	管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)が実施されていること。
-----------	--

大学内にFD・SD委員会を設け、教育・研究内容及び教育方法の改善、個人の能力開発及び組織間の連携を推進、組織的な職能開発に取り組むことを目的に活動している。これまでFDとSDを合同で実施し、教育研究に關しての研修を主に実施してきた。また、学校法人敬心学園(本部)が新入教職員に対して開催するガイダンスでは理事長から敬心学園の建学精神や沿革、今後のビジョンや方向性について講話があるほか、事業概要や敬心クレド(理念や使命を実現するための行動指針)についての説明があり、敬心学園職員としての行動指針や心構えを学んでいる。中途採用者は、入職時に事務局にて本学の概要及び各部署から具体的な職務内容についての説明があり、本学職員としての必要な基礎知識を習得している。

【根拠資料】

- ・FD・SD委員会規程(Ⅲ-3-2-1)
- ・教職員ガイダンスの資料(Ⅲ-3-2-2)
- ・2023年度FD・SD委員会活動実績(Ⅲ-3-2-3)

領域Ⅲ 自己評価概要

教育研究組織については、学則、組織規程、職務権限規程も整備され、職務責任、職務役割が明確になっている。各委員会も教職員が協力体制を構築されている。また教育研究活動に必要な教員数を十分に揃えており、適切な運営を行っていると言える。

優れた点

事務局組織において事務職員が部長職の責任者となる配置をしている一方、教学組織は、教員が教務部長と学生部長に就任することで、事務組織と教学組織が連携する組織体制がとられている。また、各種委員会においても教員・職員が委員となるよう規程で定められ、両者の意見が反映できる仕組みができています。

特色ある点

入職した教職員に対し、法人本部が開催するガイダンスを実施し、理事長から学園全体の理念や方針等の講和を受けている。これにより、本学の理念の基となる敬心学園の理念を全教職員が共通認識として持ち、大学の理念・目的を深く理解できるようにしている。

改善が望ましい点

SDに関してはこれまでFD・SD合同で実施したため、今後、SD単独で実施し、スタッフの能力・組織力の向上を図ることが望ましいと考える。

改善を要する点

該当なし

領域Ⅳ 学修環境

基準1

分析観点Ⅳ-1-1

入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

本学では、入学者受入方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）を本学ホームページや学生募集要項に明記し、広く受験生に周知している。受験生は、複数の入学者選抜方式から希望する方式を選択し、受験することができるが、どの選抜方式にも面接評価が含まれるため、面接官はアドミッション・ポリシーに沿って受験生の適正や能力を判定している。社会人に対しては、社会人特別選抜方式を設け、受験できるように配慮している。また、身体等に障害のある受験生に対する対応を募集要項に記載している。入学者選抜及び合否判定については、「入試委員会と判定会議規程」に則り実施している。以上のことから、入学者選抜は公正かつ適正に実施している。

【根拠資料】

- ・大学ホームページURL（Ⅳ-1-1-1）
- ・2024年度 学生募集要項（Ⅳ-1-1-2）
- ・入試委員会と判定会議規程（Ⅳ-1-1-3）

分析観点Ⅳ-1-2

収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

本学は専門職大学であるため1クラス40名定員と規定している。2学科とも1学年2クラスのため収容定員は1学年80名、4学年全体で640名である。2020年に開学し入学学生のみから始まった。2020年の収容定員は160名、2021年は320名、2022年は480名であり、4学年が揃った2023年に640名となった。過去5年間の在籍者数の推移は、添付の「学籍情報」の通りである。各年度の収容定員に対する在籍者数の割合は以下の通りである。

- ・2020年度 58%
- ・2021年度 64.4%
- ・2022年度 70%
- ・2023年度 70.5%
- ・2024年度 70.9%

作業療法学科は、開学年度に入学者が著しく少なく、その後定員の7割程度の状況が続いている作業療法学科については、定員充足を目指す取り組みとして、学生募集要項の改訂、作業療法学科のパンフレット作成、高校生向けの特別講座等を実施している。

【根拠資料】

- ・2021～2024年度学籍情報（Ⅳ-1-2-1）
- ・作業療法学科パンフレット（Ⅳ-1-2-2）
- ・夏休み特別授業（Ⅳ-1-2-3）
- ・オープンキャンパス（体験講座）（Ⅳ-1-2-4）

分析観点Ⅳ-1-3

入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合は、別表「入学定員に対する実入学者数」の通りである。入学定員が大幅に下回る状況にある作業療法学科については、定員充足を目指す取り組みを継続実施しているところである。

1. 作業療法学科パンフレット
2. 夏休み特別授業
3. オープンキャンパス（体験講座）

【根拠資料】

- ・平均入学定員充足率（別紙3-1）
- ・作業療法学科パンフレット（Ⅳ-1-2-2）
- ・夏休み特別授業（Ⅳ-1-2-3）
- ・オープンキャンパス（体験講座）（Ⅳ-1-2-4）

基準2

分析観点Ⅳ-2-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。
本学の本館は、講義を中心とした講義棟、別館は実習や研究を中心とした実習研究棟から構成している。本館は講義室16室、演習室5室、実習室6室、更衣室2室、講堂、運動室、保健室、キャリア支援室、大会議室1室、会議室2室を整備している。別館は大教室1室、実習室8室、演習室2室、研究実験室2室、教員研究室54室、学生相談室2室、図書室、自習室、情報処理室、学長室、応接室を整備している。 図書室は、教育課程に基づき、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目等、設定している授業科目に関連した各領域の書籍を整備し、現在は25,373冊を所蔵している。図書の管理は、図書館司書が分類・配架・整理・貸出を行っているが、文献検索は「メディカルオンライン」、「医中誌」、館内の図書検索についてはブレインテック社の図書館パッケージシステム「情報館」を導入しており、オンライン蔵書目録OPAC(Online Public Access Catalog)により、教職員と学生が教育研究に活用できるよう、自宅等のPCで検索できるサービスを提供している。本学の施設設備は、老朽化が進行しているものの、中期的な修繕計画を立て、学生や教職員の利用に支障がないよう、配慮している。 【根拠資料】 ・校舎案内図(Ⅳ-2-1-1) ・Garoon-施設予約(Ⅳ-2-1-2)	
分析観点Ⅳ-2-2	施設・設備における安全性が配慮されていること。
本学の本館は、1980年に竣工したが、建築基準法の新耐震基準(1981年6月1日制定)前のため、2008年10月から2009年4月にかけて耐震補強工事を施工した。また、別館は、1988年に竣工したので、建築基準法の新耐震基準に適合している。よって、本学の耐震化率は100%である。 本学の本館は、竣工から44年が経過、別館は竣工から34年が経過し、老朽化が進行しているため、中期的な修繕計画を立て、適正な維持管理を実施する。館内には数多くの蛍光灯を使用しているため、政府が掲げている2030年度までのLED化に向け、計画を立て実施していく。 防犯対策として、本学の玄関入口には防犯カメラを設置し、平日の夜間は機械警備で対応している。土曜日、日曜日、祝日は玄関入口に警備員を配置しており、学生や教職員の安全面に配慮している。 本学の建学の精神のもと、誰もが利用可能な施設を目指し、大学入口や教室にはスロープを設けており、車椅子が利用可能なエレベーターや障害者用トイレを整備している。 本学は、専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に準拠し、施設設備を整備しており、衛生委員会を設置して管理運営している。 【根拠資料】 ・2023年度私立学校校舎等実態調査(Ⅳ-2-2-1) ・バリアフリーの箇所(写真)(Ⅳ-2-2-2)	
分析観点Ⅳ-2-3	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていること。
本学は、公衆無線LANを開放しており、インターネットによる教育研究活動を展開している。学生と教職員は、グーグル社のメールサービスであるGメールを使用している。学生支援システムは、GAKUENのユニバーサルパスポートを導入し、掲示板、学生連絡、シラバス、履修登録、時間割、成績照会等に活用している。本学の別館1階には、情報処理室を整備し、ノートパソコン40台、プロジェクター、複合機を配置している。授業以外の空き時間は、学生に開放し、レポート作成、グループワーク等に利用している。本学のセキュリティ管理は、情報システム委員会で情報セキュリティに関する規程等を整備している。メンテナンスは学習環境部情報システム室が担当し、セキュリティ管理を実施している。 【根拠資料】 ・事務分掌規程(Ⅳ-2-3-1) ・情報システム委員会議事録(Ⅳ-2-3-2) ・組織図(学部・学科・事務局)(Ⅲ-1-1-1)	

分析観点Ⅳ-2-4	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。 自習室は、平日の8時から20時まで、図書室は、平日の9時から20時まで開放している。学生と教職員が授業時間外に教室等を使用して自主的に学修する時は、使用予定日の1か月前から前日までに施設・設備使用願を事務局窓口に提出し、使用控えを受け取って使用している。 【根拠資料】 ・施設・設備使用願(Ⅳ-2-4-1) ・Garoon-施設予約(Ⅳ-2-1-2)
基準3	
分析観点Ⅳ-3-1	教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。 予算は、10月から12月にかけて、各学科・事務局の各部署が入学者数・在籍者数に応じて、次年度に必要な経費を予算要望書にまとめ、事務局総務人事部へ提出する。提出された予算要望書を元に予算内容を確認し、学園本部との調整の上、当初予算を固めている。さらに3月から4月にかけて、学生数が確定した後、同様の流れで補正予算を固め、最終予算としている。 予算の執行は、総務人事部の担当者が、月次の予算執行状況を事務職員に共有することで、適正な時期に予算が執行しているか、予算超過をしていないかを確認し、計画どおりに進行するよう管理している。以上により、教育活動に必要な施設設備を整備し、適切な教育活動を実施している。 研究費は、教員へ割り当てることで、研究活動を推奨しているが、予算の費消率が半分に満たない状況が継続している。費消率は徐々に増加していることから、教員の研究の意識は高まってきている状況であり、割り当てを継続することで、研究機関としての役割を全うしていく。研究費以外の経費や図書等の支出は、予算どおりに執行されており、教育に投資していると認識している。 【根拠資料】 ・令和2～5年度予算書・決算書(Ⅳ-3-1-1)
分析観点Ⅳ-3-2	施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。 校舎の施設は、事務局の学習環境部管理課が中心となり、必要に応じて専門業者に業務を委託し、適切に管理・運営している。また、校舎の設備は、建築物における各種法律に則り、年間計画に基づき管理・運営している。 【根拠資料】 ・組織図(学部・学科・事務局)(Ⅲ-1-1-1) ・事務分掌規程(Ⅳ-2-3-1)

基準4

分析観点Ⅳ-4-1	履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われていること。
-----------	---

本学では、開学時より各学科のクラスごとに担任・副担任を設けている。学生の履修計画や学習内容、健康や日常的な心配事など、学業から学生生活に関わる諸問題について、相談に乗り、絶えず学生に対するきめ細かい助言や指導を行っている。

2022年度からは担任・副担任に加え全ての学生へ学修アドバイザーの教員を配置した。学修アドバイザーは学修支援に特化した役割を担い、担当学生に対して、履修指導や各定期試験開始前に面談を行い授業理解度、自己学習の状況等を確認している。

担任・副担任・学修アドバイザーの具体的な業務例として、担任・副担任は担当学生の授業の出席状況の管理を行い、欠席の多い学生には個別面談を実施し、欠席超過による定期試験受験資格喪失を未然に防ぐべく、対応を行っている。欠席が多い学生の情報は学修アドバイザーに共有され、学修指導に活用している。また、担任・副担任は学生との面談を通じ、学修面での状況把握だけではなく生活環境等に問題がある学生の状況把握などにも努めている。担任・副担任・学修アドバイザーは、学修面に関わる情報を教務部、生活面に関わる情報を学生部と常に連携を取りながら情報共有を繰り返し、学生支援に努めている。

その他、各教員のオフィスアワーをシラバス上で公開し、専任教員が担当授業の昼休み及び5時限目の終了後に研究室に待機し、学生の相談や質問に対応できる体制を取りながら学修支援を行っている。また、通常の学生に比べ履修・研究に制限のある学生を対象に「長期履修生規程」を設け、長期にわたる教育課程の履修を認めている。

学生からの意見・要望の吸い上げは、事務局窓口や学務システム(UNIVERSAL PASSPORT)を通じて真摯に耳を傾け事務局内で問題点を把握し対応している。また、2022年度より全学生を対象に、本学が提供する学生生活支援・学修支援に関するアンケートを実施した。その結果は学内イントラネットを通して全教職員に周知し、関係部署に対してフィードバックし改善に役立てている。

【根拠資料】

- ・学生支援方針(Ⅳ-4-1-1)
- ・担任・副担任・学修アドバイザー会議開催実績(Ⅳ-4-1-2)
- ・新入生アンケート概要(Ⅳ-4-1-3)
- ・学生アンケート概要(Ⅳ-4-1-4)
- ・学生生活アンケート概要(Ⅳ-4-1-5)
- ・長期履修生度(Ⅰ-2-1-4)

分析観点Ⅳ-4-2	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。
-----------	---

本学では、障害のある学生に対する支援を「学生支援方針」に規定している。また、「障害のある学生支援に関する基本方針」、「障害のある学生に対する合理的配慮対応指針」を定め、合理的配慮ガイドブックを作成し、障害のある学生に対する合理的配慮について事前相談から合理的配慮の実施までの体制や手続き、必要書類を整備している。具体的には、合理的配慮の申請書受理後、学生相談室長を議長とする合理的配慮検討会を開催し、申請内容の確認、科目担当教員への要請願、申請学生との建設的な対話を重ね、合理的配慮の合意形成を図っている。加えて、教職員を対象に学内研修を行い、合理的配慮の理解を深める機会を設けている。留学生は、開学以降在籍していないため、支援の規程はあるものの支援体制の整備や具体的な支援策の検討はこれからである。

【根拠資料】

- ・学生支援方針(Ⅳ-4-1-1)
- ・合理的配慮ガイドブック(Ⅳ-4-2-1)
- ・外国人留学生規程(Ⅱ-6-4-2)

基準5

分析観点Ⅳ-5-1	学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。
-----------	--

本学では「学生支援方針」を定め、学生生活、経済、進路に関する相談・助言体制等を教職員が相互に協力・連携し、適切な支援を行うよう明文化している。学生支援は学生部を中心とした体制を整備し、主に学生課、保健室、学生相談室、キャリア支援室が行っている。学生の生活に関する相談・助言は、保健室及び学生相談室が主に行っている。保健室では学生の健康管理に関する業務を担い、医師免許を持った教員でもある学校医と看護師の2名体制で構成している。学生の健康面を把握するうえで、毎年4月に学生健康診断を実施し、再検査が必要な学生に対し指導を行っている。また、学生相談室では心身の不調や悩みをはじめ、学業に対する不安、友人関係の悩み、大学生活になじめないなど、様々な学生相談に応じている。経済に関する相談・助言は、学生課が行い、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、外部の奨学金や本学独自の特待生制度を設けている。また、進路に関する相談・助言はキャリア支援室が行い、室長1名、職員1名の2名で構成され、履歴書やエントリーシートの書き方、面接指導等を実施している。学生の生活支援に関する各種事項については、保健衛生部会・学生相談部会・キャリア支援部会をそれぞれ実施し、学生部長を委員長とする学生委員会を毎月開催し、審議・報告を行っている。

【根拠資料】

- ・学生支援方針(Ⅳ-4-1-1)
- ・保健室規程(Ⅳ-5-1-1)
- ・学生相談室規程(Ⅳ-5-1-2)
- ・特待生規程(Ⅳ-5-1-3)
- ・奨学金利用状況(Ⅳ-5-1-4)
- ・キャリア支援室規程(Ⅳ-5-1-5)
- ・学生委員会規程(Ⅳ-5-1-6)

分析観点Ⅳ-5-2	各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。
-----------	--

ハラスメントについては、法人本部及び学内で防止規程を制定し、「ハラスメント相談窓口」を設け、「ハラスメント防止及び対策に関するガイドライン」を定め、オリエンテーションや各種研修等で啓発し周知する等、防止とその対策に努めている。教職員に対しては、FDSD研修会においてハラスメント防止に関する研修会を定期的の実施し、規程・ガイドラインを学内グループウェアに開示し周知・啓発を実施している。

ハラスメントの相談窓口として、学生は学生相談室、教職員は総務人事部または学園本部の内部監査室としている。苦情相談時には原則複数の相談員で対応し、相談員以外に見聞きされない配慮と秘密厳守の徹底が防止規程に明記している。窓口で問題解決が難しい場合は、相談者の意向を踏まえてハラスメント防止・対策部会へ申し立てをし、部会で迅速な調査を行い、被害者の救済や改善策について検討・実施する。

臨床実習施設職員に対しては、実習指導者会議において周知し、ハラスメントについて記載された資料を配布することで、大学としてのハラスメントに対する姿勢を示し、対策に努めている。また、実習時のハラスメントについて、2023年度に対応フローを整備し各学科での対応から大学全体として統一したルールを設定した。以上のように、各種ハラスメントに対する防止策及び発生時の適切な対応のための措置を整備している。

【根拠資料】

- ・学園ハラスメント防止規程(Ⅳ-5-2-1)
- ・ハラスメント防止規程(Ⅳ-5-2-2)
- ・ハラスメント防止ガイドライン(Ⅳ-5-2-3)
- ・ハラスメントに関するリーフレット(学生用)(Ⅳ-5-2-4)
- ・R4年度【OT】臨地実務実習の手引き(Ⅳ-5-2-5)

領域Ⅳ 自己評価概要	
開学時より、特に学生への各種支援体制の充実が進められており、学修面・学生生活面の両方において教職員の連携がとれた手厚い支援体制が整備している。施設・設備に関しても、建物の老朽化は進んでいるものの中期的な修繕計画と適切な予算管理により、教育研究活動に必要な施設・設備を維持しており、適切な学修環境であると言える。 ただし、収容定員に対する学生数は開学時から順調に上昇しているものの、2024年5月時点で70%程度である。特に作業療法学科は開学時より入学定員未充足が続いていることから、教職員が1丸となって広報活動を強化し、学生確保に努めていく必要がある。	
優れた点	
学生生活、経済、進路に関する相談・助言体制等、学生部を中心に教職員が連携して取り組んでおり、手厚い学生支援が行われている。	
特色ある点	
クラスごとに担任・副担任、学生1人1人に学修アドバイザーを配置し、業務を分担して学修支援を行っている。担任・副担任が日々の授業や行事、健康管理面等の学生生活全般のフォローを担当し、学修アドバイザーが履修計画のアドバイスや学修に関する面談など学修面・履修面のフォローを担当することで個々の学生に合わせた学修支援体制を取っている。	
改善が望ましい点	
1. 各学科80名の入学定員に対し、特に作業療法学科について開学年度より定員未充足が続いている。教育課程や学修支援、学習環境等の更なる改善や、新たな取組を通して大学の魅力を高め、学生募集に尽力したい。 2. 個人研究費を各教員へ割り当て、研究活動を推奨しているが、予算の費消率が半分に満たない状況が続いている。徐々に費消率は増加し、研究への意識は高まってきているためこれを継続し研究機関としての役割も果たしていきたい。	
改善を要する点	
該当なし	

領域Ⅴ 内部質保証

基準1

分析観点Ⅴ-1-1	教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。
-----------	--

本学は、専門職大学の法令に則り、建学の精神に沿った実効性ある教育・研究活動を継続していくため、各種委員会・部会はそれぞれ規程で定められた業務を遂行しており、その活動は本学の最高意思決定機関である運営会議で報告され、必要に応じて審議を行っている。また、教授会や学科会議に加えて、中退率削減会議、担任・副担任・学修アドバイザー会議を定期的に行い、学生の履修状況や個別相談等に関する情報を共有することにより、合理的配慮を含めて、学生への個別対応が迅速かつ適切にできる体制としている。

大学全体の体制として、「内部質保証の基本方針及び実施体制」を定め、内部質保証の最終責任者を学長とし学長を委員長とした自己点検評価委員会及び傘下の自己点検評価作業部会を設置している。同委員会は内部質保証推進の責任を負い、自己点検・評価の基本方針の策定、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表を行う。

自己点検・評価の実施は、2年目以降(2021年度)毎年実施されている。「自己点検・評価実施要領」をもとに、実施・結果の取りまとめを部会で行い、部会からの結果報告をもとに委員会にて改善点及び改善策を審議、学長より関連部署へ改善指示をする体制である。さらに委員長(学長)は、自己点検評価報告書を敬心学園評価委員会委員長(理事長)に提出し、敬心学園内部監査室がチェックしている。

以上の活動を通じて内部質保証の重要性は全教職員に認識され、組織としてのPDCAサイクルの仕組みが確立され機能している。

【根拠資料】

- ・学則 第11条～13条(Ⅱ-3-1-1)
- ・運営会議規程(Ⅴ-1-1-1)
- ・自己点検評価委員会規程(Ⅴ-1-1-2)
- ・内部質保証の基本方針及び実施体制(Ⅴ-1-1-3)
- ・自己点検・評価実施要領(Ⅴ-1-1-4)

分析観点Ⅴ-1-2	自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。
-----------	---

自己点検評価委員会において、実施方法及び認証評価に向けた認証評価機関の選定を検討してきた。開学2年目(2021年度)には専門職大学に係る内容を盛り込んだ点検評価基準を公表している大学基準協会の基準・項目に基づき、自己点検を実施した。2022年度は改めて認証評価機関を選定し、日本高等教育評価機構の評価基準・項目に基づいて実施し、2023年度も同機構の基準・項目に基づき実施した。2023年度実施時点では卒業生を輩出していないことから、資格試験合格率等の数値での検証はできていないが、留年・中退人数等の具体的かつ客観的な数値を用いた自己点検評価を実施している。

【根拠資料】

- ・2021年～2023年度自己点検評価委員会議事録(Ⅴ-1-2-1、Ⅴ-1-2-2、Ⅴ-1-2-3、Ⅴ-1-2-4)

分析観点Ⅴ-1-3	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。
-----------	--

2021年度～2022年度までは、自己点検評価委員会にて自己点検・評価を行い、理事長及び学長に報告するとともに、学内関係部署と情報を共有し現場へ改善努力を促してきた。2023年度からは「内部質保証の基本方針及び実施体制」において委員会で自己点検・評価結果から改善項目をまとめ、学長より関係部署に改善指示を行うことが明示されに実施された。2023年度の改善項目として①新カリキュラムの策定②定員未充足が挙げられ、2024年度現在、対応措置を実施している最中である。なお、現在2点とも計画に基づき取り組んでおり、効果の検証は来年以降となる。

【根拠資料】

- ・2023年度自己点検評価委員会議事録(Ⅴ-1-2-4)

基準2

分析観点 V-2-1

法令等が公表を求める事項が公表されていること。

本学が養成する人材像を始めとして、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の3つの方針を定め、医療系専門職大学としての個性や特色ある授業内容や形態等については、大学ホームページや大学案内等を通じて明示するとともに、大学説明会やオープンキャンパス、マスメディア等を通じて受験生や保護者、高校教員、地域社会等、学外に広く発信している。

また、法令で公表が求められている情報の公開は、情報公開委員会において確認、整備され、ホームページ上に公開している。すでに公表されている情報は、政策企画部が主幹となり必要に応じて内容を更新している。

【根拠資料】

- ・大学ホームページURL(Ⅳ-1-1-1)
- ・大学案内(2024年度)(Ⅴ-2-1-1)
- ・学生便覧 P1～P9(Ⅱ-1-1-1)
- ・情報公開資料一覧(Ⅴ-2-1-2)

分析観点 V-2-2

社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

これまでホームページにおいて法令で定められている情報の公開、紀要において各学科、各委員会の活動報告を行ってきた。本学としては適切に情報公開を行っているものの公開した情報に対してフィードバックを得たことがまだ無い状態である。今後、公開した情報に対して外部よりフィードバックを得た場合、まず情報公開委員会にて、フィードバック内容を精査し、担当部門に対して、改善要望を伝達することで対応していきたい。

【根拠資料】

- ・2023年度情報公開委員会議事録(Ⅴ-2-2-1)

基準3	
分析観点 V-3-1	教員の任用および昇任等にあたって、リハビリテーション関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。 教員の任用・昇任等は「教員選考規程」に定めているが、開学から2023年度までは文部科学省のアフターケア期間であったことと、アフターケア終了日（2024年3月31日）に複数名が定年退職を迎えることから、本学では2024年4月1日以降の新体制に向けた教員の任用と職位審査を行ってきた。教員の任用・昇任については、人事委員会で審議する。その結果は、本学の運営会議で報告し、理事長決裁を経て正式に決定する。 教員の選考にあたっては、専門職大学設置基準に基づき審査し、2024年4月に計6名（理学療法学科3名・作業療法学科3名）が入職した。 教員の昇任は、2022年～2023年にかけて自薦による教員職位審査を実施した。文部科学省の資格審査規定（2020年）に準じた基準に加え、主に実務家教員を対象とした独自の基準を付記して実施し、4回の審査で17名（理学療法学科7名・作業療法学科10名）の昇任を決定した。 2023年度まで実施した教員職位審査制度は、完成年度までの一時的な昇格審査制度として承認したものであることから、2024年度以降は、教員選考規程に則った昇任制度により、昇格者を選考し、決定することになる。その判断基準となる教員昇格審査基準を今後人事委員会で検討、決定する必要がある。昇任、昇給の前提となる人事評価も、年度末に提出する教員自己評価報告書を活用した制度として検討する必要がある。 【根拠資料】 ・教員選考規程（V-3-1-1） ・教員職位審査要綱（V-3-1-2） ・教員の資格審査規定（V-3-1-3） ・第1回～第4回教員職位審査結果・採用報告（V-3-1-4、V-3-1-5、V-3-1-6、V-3-1-7、V-3-1-8）
分析観点 V-3-2	専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。 FD・SD委員会では、前期・後期ごとに臨地実務実習を除いた全科目を対象に授業アンケートを実施し、授業の進め方や内容に関する設問のほか、自由記述項目を設け学修に関する意見・要望等を学生から聴取している。授業アンケート結果は、FD・SD委員会に報告されたのち、科目担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。 また、学長のリーダーシップの下に、毎年全教員に対して「教員自己評価報告書」の提出を求め、1年間の研究と教育の成果を振り返り、次年度の研究・教育計画に反映するようにしている。 教職員の3つのポリシーに対する理解を深めるため、FD・SD研修会において、「教育理念と展開科目の位置づけの理解」、「養成する人材像の理解」をテーマに複数回にわたって研修を行った。 【根拠資料】 ・2022年度 前期・後期授業アンケート結果（I-2-2-1、I-2-2-2） ・2023年度 前期・後期授業アンケート結果（I-2-2-3、I-2-2-4） ・2023年度FD・SD委員会活動実績（Ⅲ-3-2-3） ・教員自己評価報告書（V-3-2-1）

分析観点 V-3-3	授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること。
	FD・SD委員会において政策企画部が事務局となって、設置計画に沿って諸施策を企画、実施している。主な活動は以下の通りである。 1. ファカルティ・ハンドブックの作成と活用 本学の全教職員が、教育理念及び教育方針について共通認識を持ち、教育指導に係る規程や法令等の遵守事項の徹底を図るためにハンドブックを作成し、専任教員はもとより、非常勤講師及び専任事務職員に配布した。これにより各教員が同じ教育方針の下で学生の教育に携わることによって、大学全体の教育水準を保つことができるようにしている。 2. 学生による授業アンケートの実施 全ての授業科目ごとに授業に対する理解度、授業内容に対する興味・要望等についてアンケートを実施している。アンケート結果は担当教員にフィードバックし、教員の自己点検・反省及び授業改善に役立てられるようにしている。また、アンケート結果は学部執行部が適宜把握し、改善の必要性が認められる授業に関しては、個別に指導を行っている。引き続き定期的にアンケートを実施し、上記PDCAサイクルを回していくとともに、アンケートを活用した授業改善の施策も検討する。 3. FD・SD研修会の実施 教育力の向上を図るため、FD・SD委員会を中心に他の委員会とも協働して、計画的・組織的に研修会を開催している(2023年度開催実績は別表の通り)。展開科目部会と協働で、専門職大学としての本学の教育理念の理解を深めるため、前年度に引き続き養成する人材像の理解をテーマに研修会を開催した。また、2023年度は1期生の国家試験受験にむけ、国家試験対策室とともに国家試験に対する共通認識を図る研修会を実施した。 【根拠資料】 ・2022年度 前期・後期授業アンケート結果(Ⅰ-2-2-1、Ⅰ-2-2-2) ・2023年度 前期・後期授業アンケート結果(Ⅰ-2-2-3、Ⅰ-2-2-4) ・2023年度FD・SD委員会活動実績(Ⅲ-3-2-3) ・ファカルティハンドブック(V-3-3-1)
分析観点 V-3-4	教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。 本学では、教育支援者及び教育補助者は設置していないが、2022年度からは担任・副担任に加え全ての学生に学修アドバイザーの教員を配置した。学修アドバイザーは学修支援に特化した役割を担い、担当学生に対して、履修指導や各定期試験開始前に面談を行い授業理解度、自己学習の状況等を確認している。学修アドバイザー教員一人に対して、一学年につき1名から7名程度、入学から卒業まで全学年を通して担当する。学修理解が難しい科目については、当該科目担当者と連携し、その対策を検討している。 また、担任・副担任・学修アドバイザー会議を定期的に開催し、学生の情報共有と対策を審議しており、組織的に学修支援を行える体制を取っている。 【根拠資料】 ・学生支援方針(Ⅳ-4-1-1) ・担任・副担任・学修アドバイザー会議開催実績(Ⅳ-4-1-2)

領域Ⅴ 自己評価概要

本学の内部質保証は、開学から4年間は完成年度後見据え規程や体制を整備していく段階であった。完成年度を迎えた現在、自己点検評価やFD・SD活動、様々な会議体等を通じ、教育研究の質向上に向けたPDCAサイクルが円滑に進められている。今後毎年継続して行う中で一段の体制整備、内部質保証の充実を図っていく。また、4年間で蓄積されたデータや卒業生を輩出した結果等を踏まえ、改善計画の進捗・見直しを進める。IRなどの活用についても、学内データを集約し分析できる体制整備を進め、研究教育活動に活かしていくよう努める。

優れた点

2022年度に自己点検評価委員会及び規程の改編を行い、内部質保証のためのPDCAサイクルを大学全体として再定義し確立した。2023年度に新体制による自己点検評価及び結果に基づく改善点を明確化し、学長のリーダーシップの下、主体的かつ組織的な内部質保証の改善・向上のための取組がなされている。

特色ある点

教育力向上及び教職員の意識の共有を図るため、FD・SD委員会と他部門が協同し、3つのポリシーや全学的な課題をテーマとした本学独自の研修会を複数回実施している。2023年度は展開科目部会や国家試験対策室と合同した研修会を開催したほか、外部講師を招き、科研費の獲得や最新の医学教育をテーマにした研修会も実施した。

改善が望ましい点

1. 本学は開設時に17委員会を開設し、2024年5月現在18委員会及び15部会で活動している。委員会・部会では、活動の振り返りや自己点検評価委員会主導の自己点検評価でのチェックなどを通してPDCAサイクルを回しているが、委員会の多さから十分な管理が行き届いた適切なサイクルであると言い難い。大学全体としてより最適なPDCAサイクルを確立するため、委員会やその他組織の再編成も視野に入れた体制整備や内部質保証の充実を検討すべきと考える。
2. 開学から4年間は教員の昇格は行っておらず、完成年度後の新体制に向けた1時的な制度として教員職位審査を行ってきた。アフターケアが外れた今年度は、教員の昇任・昇給の判断基準となる教員昇格審査基準を早々に検討、決定する必要がある。昇任、昇給の前提となる人事評価についても、年度末に提出される教員自己評価報告書を活用した制度を固めていく必要がある。

改善を要する点

該当なし